

工業地域内の住宅等建築指導指針

平成 9年 4月 1日 施行

平成21年 3月31日一部改正

- 第1 この指針は、工業地域内において開発事業者が住宅等を建築しようとする場合に、住宅入居者と隣接工場等の設置者との間に生ずる紛争を未然に防止することを目的とする。
- (注)工業地域:都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域をいう。
- 第2 開発事業者は、工業地域内に住宅等を建築する場合は、現状の土地利用状況及び隣接する地域地区との整合を考慮した住宅建築計画を策定し、事前に市長と協議しなければならない。
- 第3 開発事業者は、開発事業事前協議申出書を提出する前に、開発事業計画の内容について、住宅等の開発事業区域に隣接する工場等の設置者等に説明し、紛争を未然に防止しなければならない。
- 第4 開発事業者は、住宅の入居者又は購入者に対し当該開発事業区域の用途及び隣接する工場等の業種並びに工場等から発生が予測される騒音、振動、悪臭及びばい煙等、周辺的环境について、販売時に物件概要説明書により入居者又は購入者に周知徹底を図らなければならない。
- 第5 開発事業者は、第3に掲げる事項について、開発事業事前協議申出書を提出する時までに経過及び結果を市長に報告する義務を負う。
- 第6 開発事業者は、第4に掲げる事項についての物件概要説明書又は広告等を、販売時前に市長に提出しなければならない。